

税務上、配当優先株式の優先配当は、どの程度まで認められるのでしょうか。また、認められる金額を超えた部分の課税関係は、どのようになるのでしょうか。

本稿では、これについて、会社法の規制を確認しながら検討することとします。

I 会社法上の規制

1 財源規制

会社法上、配当上限に関しては、分配可能額の範囲内であること、という財源規制があります（会461）。

この財源規制は、株主と債権者との間の利害調整事項であり、本稿の検討における当然の前提となります。

2 配当に関する株主平等の原則

種類株式である配当優先株式を発行している場合には、財源規制に加えて、配当優先株主と普通株主（配当劣後株主）との間における種類株主間の利害調整が必要になります。

この点に関して、会社法は、配当決議は株主の有する株式の数に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならないと規定し、まず、株主平等の原則を示しています（会454③）。

3 配当種類株式がある場合の配当に関する株主平等の原則

また、会社法は、配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行う定めがある場合には、各種類の株式の数に応じて配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならないと規定して、配当に関する種類株式がある場合の配当に関する株主平等の原則は、その種類株式毎の株主平等の原則であることを示しています（会454③括弧書）。

このことは、配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行う定めがある場合は、既にその定めを定款に置いた時点で配当種類株主間の調整は完了しているとの考え方によるものと考えられます。

4 会社法における配当種類株主間の調整

会社法においては この配当種類株主間の調整は、次のように行われます。

会社法は、まず、定款に配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行う定めを置く場合には、種類株式の内容と発行枠（発行可能種類株式総数）を決定する定

款変更に関する株主総会の特別決議を要すると定めています（会108②・③、466、309②十一）。

さらに、株式の種類を追加や株式の内容の変更により、種類株式である配当優先株式を発行する場合において、ある種類株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときには、その種類株主の権利を保護するために、通常の株主総会決議だけでなく、その種類株主総会の決議が必要であると定めています（会322①）。

つまり、配当種類株主間の調整は、こうした株主総会の特別決議や種類株主総会の決議によって担保されているとの考え方です。

なお、既発行株式の一部の内容を変更して、普通株式から配当優先株式に変更する場合において、株主全員の同意が得られたときには、組合法理により、上記のような種類株主総会の決議は不要です。

これも、株主全員の同意が得られているのであるから、配当種類株主間の調整は完了しているとの考え方によるものと考えられます。

5 配当に関する属人的株式の場合

ところで、公開会社でない株式会社（株式のすべてが譲渡制限株式である会社（会2五））では、定款に規定することにより、特定の株主の保有する株式の次の権利の事項について、他の株主と異なる取扱いとすることも可能です。

- | |
|-----------------|
| ① 剰余金の配当を受ける権利 |
| ② 残余財産の分配を受ける権利 |
| ③ 株主総会における議決権 |

この取扱いは、旧有限会社法においても認められていたものですが、種類株式のように株式自体の属性を変更するものではなく、特定の株主の保有する株式を種類株式のように取り扱うもので、普通株式しか発行していない場合でも、①の剰余金の配当を受ける権利について、他の株主と異なる取扱いをすることにすれば、その株式を配当優先株式と同様に取り扱うことが可能です。

なお、属人的株式についての規定を定款に追加する場合には、定款変更が必要で、この定款変更は、旧有限会社法において認められていたものを会社法にも導入したことから、特別決議ではなく、特殊決議（総株主の半数以上、かつ、総株主の議決権の4分の3以上の多数決）によらなければなりません。

この場合でも、配当種類株主間の調整は、こうした株主総会の特殊決議によって担保されているとの考え方が採られています。

II 税法の考え方

以上のように、会社法においては、利害の対立する種類株主間の調整は、株主総会における特別決議や特殊決議、種類株主総会決議で担保していると考えています。

これに対して、税法においては、利害の対立する種類株主間の調整よりも、むしろ、株主間の利害が一致することの多い非上場同族会社において、株主等との間においても経済的な衡平が維持されているかどうか、ということに関心が向けられていると考えられます。

1 法人税法・所得税法における考え方

例えば、株式割当等の場面ではありますが、法人税基本通達 2-3-8（他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合）や所得税基本通達 23~35 共-8（株主等として与えられた場合）においては、いわゆる株式の有利発行となっていないか否かの判定は、会社法 322 条（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の種類株主総会の決議があったか否かのみをもって判定するのではなく、その発行法人の各種類の株式の内容や割当ての状況などを総合的に勘案して、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持されているかどうかをもって判断するとしています。

配当優先株式の優先配当に関しても、ここで示された考え方と同様に、各種類の株式の内容や割当ての状況などを総合的に勘案して、その株主等とその内容の異なる株式を有する株主等との間においても経済的な衡平が維持されているか否かを判定することになるものと考えられます。

2 相続税法上の考え方

また、これも募集株式引受けの場面ではありますが、相続税基本通達 9-4（同族会社の募集株式引受権）においては、同族会社が新株の発行をする場合において、当該新株に係る引受権（募集株式引受権）の全部又は一部が会社法 206 条各号（募集株式の引受け）に掲げる者（その同族会社の株主の親族等に限り、）に与えられ、その募集株式引受権に基づき新株を取得したときは、原則として、その株主の親族等が、その募集株式引受権をその株主から贈与によって取得したものとして取り扱われます。

ただし、その募集株式引受権が給与所得又は退職所得として所得税の課税対象となる場合を除くものとされています。

配当優先株式の優先配当に関しても、ここで示された考え方と同様に、同族会社の株主が優先配当引受権をその親族等に取得させたと認定された場合には、その取得させた優先配当額に関しては、その株主の親族等が、その株主から贈与によって取得したものとして取り扱われることがあり得ると考えられます。

3 具体的な課税関係

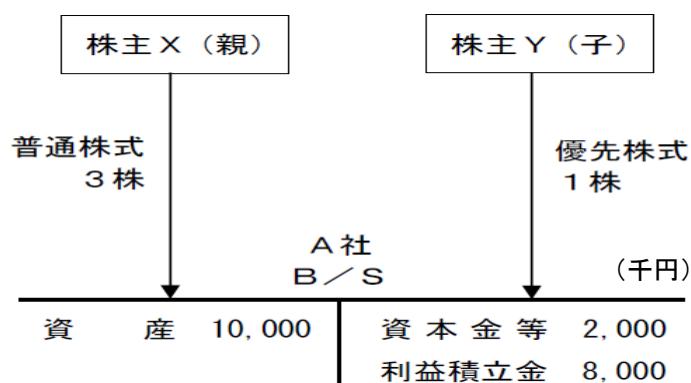
次に、具体的な課税関係がどうなるかを検討します。

例えば、株主X（親）と株主Y（子）の2人しか株主がいない非上場同族会社A社において、発行済株式総数4株で、それぞれの持株数が株主X（親）普通株式3株と株主Y（子）配当優先株式1株であったとします。

また、A社の資本金等の額が2,000千円、利益積立金額が8,000千円、資産には含み損益はないものとし、残余財産請求権や議決権については、株主X（親）と株主Y（子）の持株数に応じた割合であるとしてします。

A社は、株主X（親）に2,000千円、株主Y（子）に6,000千円の配当をしました。

この場合の株主の課税関係は、どうなるのでしょうか。



所得税法でも、法人税法でも、法人が株主等に対しその株主等である地位に基づいて供与した経済的な利益が含まれます（所基通24-1、法基通1-5-4）。

したがって、株主X（親）と株主Y（子）とがそれぞれ受け取った2,000千円と6,000千円は配当所得として課税されるのが原則です。

しかし、配当受取後の両者の株式に係る持分価値は、次のように4,000千円だけ移転しています。

この課税関係も考慮しなければ、適正な課税を維持できません。

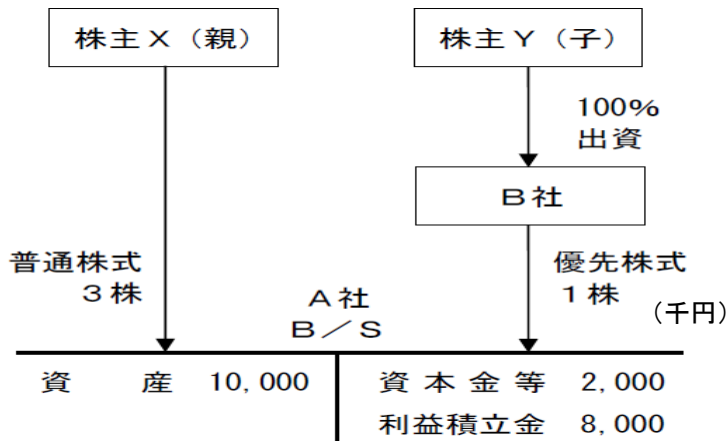
	株主X（親）	株主Y（子）	（千円）
配当	2,000	6,000	
持分	▲6,000	▲2,000	
合計	▲4,000	4,000	

そこで、持分価値が移転している4,000千円については、株主Y（子）に対して相続税法

9条（みなし贈与）のみなし贈与として課税し、所得税と贈与税の二重課税とならないよう、その分、株主Y（子）の所得税法上の配当所得を4,000千円だけ減じて、2,000千円として課税することが考えられます。

	株主X（親）	株主Y（子）（千円）
配当	2,000	2,000
みなし贈与		4,000

ところで、株主Y（子）が所有する優先株式をその100%出資法人であるB社が所有するという間接保有であったなら、課税関係は、どうなるのでしょうか。



B社が受け取った6,000千円の全部が配当として課税されるとの考え方もありますが、上記個人間の課税関係との平仄を考えると、やはり、持分価値が移転している4,000千円については、次のように株主X（親）からの受贈益と認定されることとなると考えられます。

	株主X（親）	B社（千円）
配当	2,000	2,000
受贈益		4,000

なお、この受贈益4,000千円が生ずることによって、株主Y（子）が所有するB社株式の価値が増加します。

これは、相続税基本通達9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）の「（1）会社に対し無償で財産の提供があった場合」に該当し、その財産を提供した親から子へのみなし贈与として、贈与税が課税されることとなると考えられます。

4 税法上の配当優先の許容範囲

では、税務上、配当優先株式の優先配当部分は、すべてみなし贈与（受贈益）として課税されるのでしょうか。

配当優先株式は、無議決権と結び付けて、ベンチャー企業や上場企業のファイナンス手法として利用されてきた歴史があります。

したがって、優先配当額が、必要事業資金の調達コストとして、合理的と認められる場合は、みなし贈与（受贈益）課税を行うことは困難でしょう。

なお、無議決権株式に関しては、議決権の有無を考慮せずに評価することを原則としますが、一方では、議決権の有無によって株式の価値に差が生ずるのではないかという考え方もあることを考慮し、同族株主が無議決権株式を相続又は遺贈により取得した場合には、納税者の選択により、原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5%を乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、その控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算した金額で評価することができる、という取扱いがあります（国税庁「種類株式の評価について（情報）」（平成19年3月9日付））。

この考え方を敷衍すれば、配当優先株式について、無議決権として株式評価額の5%ダウンが想定されますが、その分、優先配当額を増額させれば、株式評価額が増加することになります。

例えば、発行会社が財産評価基本通達上の大会社であれば、類似業種比準方式により評価する場合には、財産評価基本通達183（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）の（1）に定める「1株当たりの配当金額」については、株式の種類ごとに計算して評価することから、普通株式の2割5分増の配当優先額であれば、それによる株式評価額の増加と無議決権として株式評価額の5%ダウンとが相殺されて、配当優先株主と普通配当株主との間の価値移転は生じないと考えることもできるでしょう。

なお、従業員持株会に配当優先株式を持たせる場合がありますが、同族株主ではない従業員にとっての税法上の時価は、特例的な評価額である配当還元価額とされているので、上記3で検討した持分価値の移転は認識しないでよいと考えられます。